

三 監 第 5 7 号
平成 2 9 年 3 月 2 7 日

三 島 市 長 豊 岡 武 士 様
三 島 市 議 会 議 長 松 田 吉 嗣 様

三島市監査委員 亥 角 裕 巳

三島市監査委員 石 渡 光 一

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定により、平成28年度定期監査（第5号）を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

1 監査の対象

都 市 整 備 部 都市計画課、都市整備課、土木課、建築住宅課、
水と緑の課、三島駅周辺整備推進課

上 下 水 道 部 水道課、下水道課

監査委員事務局

2 監査の期間

平成29年1月23日から平成29年2月16日まで

3 監査の方法

監査対象部課等において執行された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料に基づき審査するとともに事情聴取及び現場視察を行った。

なお、補助金の支出事務を各課の主眼項目とした。

4 監査の範囲

平成28年4月1日から平成28年12月31日までの財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査した。

5 監査結果

監査を実施した範囲については、関係法令等に準拠しており、適正に処理されているものと認めた。

当該監査結果における指摘事項及び意見・要望は、次のとおりである。

(1) 共通事項

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 補助金等の支出事務については、補助金の趣旨・目的に沿った適正かつ透明性のある執行を確保するとともに、補助金のもたらした効果についても充分検証されたい。
- ② 職務の関係上、補助金等の支出先である外部団体の会計預り金などの公金以外の現金等を保管しているものについては、地方自治法第235条の4第2項の規定を前提とし、外部団体自体での管理など他の方法が無いかを十分に検討されたい。また、必要上やむを得ず当該現金等を保管する場合は、これらに関する統一的な取扱要綱や処理基準を策定し、適切な管理の確保に努められたい。

(2) 個別事項

ア 都市計画課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 新たな景観重点整備地区及び屋外広告物誘導整備地区の指定については、地域住民等の意見を取り入れながら整備方針等を作成し、三島市景観計画に基づいた美しい景観の保全と形成を図られたい。

イ 都市整備課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 都市計画道路に係る補助街路事業については、引き続き県との連携を図りながら着実な事業の推進に努められたい。

ウ 土木課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 道路の老朽化対策については、点検を行うメンテナンス技術者の育成に努め、もって道路インフラの予防保全・老朽化対策の体制強化を図られたい。

エ 建築住宅課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 適切な管理が行われていない空家等については、防災や衛生面等において周辺的生活環境への影響が懸念されるため、関係部署との連携を図り、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施されたい。

オ 水と緑の課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 都市公園施設の老朽化対策については、今後更新・補修費用の増大が予想されることから、公園施設長寿命化計画の策定を図り、長期的な視点に基づいた施設の管理に努められたい。

カ 三島駅周辺整備推進課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 三島駅南口東街区再開発については、広く市民の意見を取り入れ円滑に事業が進むよう努められたい。

キ 水道課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 水道事業については、水道料金の改定により適正化が図られたことを踏まえ、安定かつ堅実な事業経営を行い、引き続き安心安全な水道水の供給に努められたい。

ク 下水道課

【指摘事項】 なし

【意見・要望】

- ① 下水道施設の維持管理については、下水道施設全体を一体的に捉えたストックマネジメント計画の策定を図り、予防保全を中心とした戦略的な維持管理・更新により、下水道機能の持続的な確保に努められたい。

ケ 監査委員事務局

【指摘事項】 なし

【意見・要望】 なし